

佐賀県規則第32号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和36年佐賀県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（認定申請書の添付書類）</p> <p>第15条 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項、第4項若しくは第5項、法第68条の4第1項から第3項まで、法第68条の5第1項、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項、条例第22条ただし書、条例第23条ただし書、条例第24条第1項ただし書、条例第25条第1項ただし書、条例第26条第1項ただし書又は条例第28条の規定による認定を申請する者は、当該申請書正副2通に、それぞれ省令第1条の3第1項の表1の（い）項に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（認定申請書の添付書類）</p> <p>第15条 <u>法第43条第2項第1号</u>、<u>法第44条第1項第3号</u>、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項、第4項若しくは第5項、法第68条の4第1項から第3項まで、法第68条の5第1項、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項、条例第22条ただし書、条例第23条ただし書、条例第24条第1項ただし書、条例第25条第1項ただし書、条例第26条第1項ただし書又は条例第28条の規定による認定を申請する者は、当該申請書正副2通に、それぞれ省令第1条の3第1項の表1の（い）項に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。